

国民年金保険料学生納付特例制度について

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種専門学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】
118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

★学生納付特例の申請方法

新規申請される方は在学証明書、または学生証を持ってお近くの年金事務所または役場窓口で手続きをしてください。平成31年度（令和元年度）に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方には、3月末に基礎年金番号等が印

字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が年金機構より送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送していただくことにより、令和2年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎0859・34・6111

住民課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

水道課から

水道の開栓に 手数料がかかります

水道の開栓及び閉栓に要する費用負担の公平を図るため、令和2年4月1日以降、休止中の水道を開始する場合は、開始手続きの際に開栓手数料が2,750円必要になります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ先

水道課

☎0859・54・5204

ご存じですか？ 育児・介護休業法に基づく介護に係る制度

労働者が「仕事も介護も」充実した生活を送れるよう、育児・介護休業法で、介護関係に係る制度について次のような制度が設けられています。

（配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫が、介護に係る対象家族となります。）

【介護休業】

対象家族一人につき、通算93日まで3回を上限として取得。

【介護休暇】

要介護状態に係る対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、1年に5日まで（対象家族が2人以上の場合は10日まで）取得。半日単位の取得可能。

【所定労働時間短縮の措置】

利用開始から3年以上の間で、2回以上の利用を可能とする措置を講じること。

*その他、所定外労働を制限する制度（残業免除）、時間外労働を制限する制度、深夜業を制限する制度が設けられています。

また、上司・同僚からの、妊娠・出産や、育児・介護休業法の制度の利用を理由とした嫌がらせ等を防止する措置を講ずることが、事業主に義務づけられています。

◆問い合わせ先

鳥取労働局雇用環境・均等室

☎0857・29・1709